



# 弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

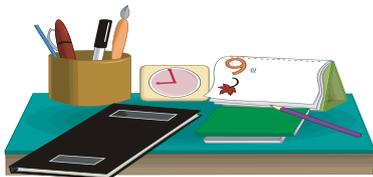
- 法的サービスをすべての方へ - 第20号 (平成24年2月8日号)

## 祝日の日数の根拠

日本には、祝日といわれている休みの日が、何日あるでしょうか。

この祝日については、「国民の祝日に関する法律」により、**15日**と定められています。その日は、次のとおりです。

元旦(1月1日)/成人の日(1月の**第2月曜日**)/建国記念の日(2月11日)/春分の日(春分日で**年により異なりますが**今年は3月20日)/昭和の日(4月29日)/憲法記念日(5月3日)/みどりの日(5月4日)/こどもの日(5月5日)/海の日(7月の**第3月曜日**)/敬老の日(9月の**第3月曜日**)/秋分の日(秋分日で**年により異なりますが**今年は9月22日)/体育の日(10月の**第2月曜日**)/文化の日(10月3日)/勤労感謝の日(11月23日)、天皇誕生日(12月23日)



## 連休を作るために

これらの祝日のうち、**第2あるいは第3月曜日**と定められているのは、連休にするためにそのように定められています。

また、同じく連休にするために、祝日が日曜日に当たるときには、その日後において最も近い日が休日となるとされています。したがって、今年は、1月1日の元旦、4月29日の昭和の日、そして12月23日の天皇誕生日が日曜日ですから、それぞれ翌日の月曜日が休日(いわゆる**振替休日**)となります。

## 法律で決めている意味

このように、祝日が法律で定められているのは、**祝日は休日**とされ、会社や学校へ行かなくてもよい日となり、官公庁が休みになり、銀行の窓口は営業せず、その日が市や県に色々な書類を提出しなければならない最終日である場合には、翌日に延期されるためです(翌日が休日の場合はその翌日)。

ところで、7月(新盆)あるいは8月(旧盆)の15日前後に**盆休み**として、仕事を休むことがありますが、これは**慣習によるもの**であって、法律で決まっているわけではありません。したがって、官公庁や銀行は平常どおり開いています。

## 各国により祝日も様々

祝日は、各国によって異なります。とりわけ、**宗教上の祝日**については、欧米と中近東で異なっています。例えば、イスラム教徒が多い中近東では、2月4日を預言者誕生日として、キリスト教徒が多い欧米では、12月25日をクリスマスとして、祝日にしている国が比較的多いようです。また、1月1日について、新年ということでイスラム教国でも祝日にしている国が多いようです。

なお、祝日について、日本では、全国一律に同じ日ですが、アメリカやドイツは、**州によって異なる日**があります。(二國則昭)



## 法律フク★クイズ

長年浮気をしていた夫から、離婚を求められた場合、離婚に応じなければならないのでしょうか。正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、その年によって日にちが変わる祝日は、年間6日です。したがって、正解は、ウ(6日)になります。前記事も参考にしてください。



## 平成24年2月の 講演会のご案内

### ●「法律講演会～生前契約～」

2月22日(水)13時30分～15時  
／講師:当事務所弁護士定者吉人  
／参加無料／定員15人(先着順)  
／講演場所&申込&問合せ先:広島市真亀公民館 TEL:082-842-8223

### ●「広島弁護士会消費者問題対策委員会30周年記念講演会

～高齢者と悪徳商法～  
2月26日(日)13時30分～16時  
(13時開場)／報告や講演のほか、弁護士劇団「消費者一座」による劇もあります／参加無料・予約不要／場所:広島YMCA国際文化ホール／主催&問合せ先:広島弁護士会 TEL:082-228-0230

当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士:二國則昭、定者吉人、紅山綾香、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)